

住生活学演習室機器等の賃貸借 入札説明書

(令和8年7月6日 訂正)

(内訳)

- ・入札説明書
- ・要求仕様書
- ・各種様式（機能等証明書、質疑書、入札書、委任状）

〒890-0005

鹿児島市下伊敷1丁目52番1号

鹿児島県立短期大学事務局教務課

電話番号 099-220-1112

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称
鹿児島県立短期大学住生活学演習室機器等の賃貸借
- (2) 借入れをする物品等の特質等
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和8年10月30日（金） ※機器搬入・稼働設定、本学職員立会いのもとテストを完了
- (4) 納入場所
鹿児島県立短期大学住生活学演習室
- (5) 借入期間
ア 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで
イ なお、本契約は地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- (6) 借入期間終了後の取扱い
借入期間（契約）が終了した場合は、借入機器等については全て撤去（撤去及び費用は業者負担）するものとする。
ただし、令和13年11月以降も必要な場合は借入を継続することができるものとし、賃貸料の額、その他の条件は協議して定める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和8年7月24日（金）午後5時までに12の場所に提出し、当該役務を提供できることを証明した者であること。
なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、当該物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。
また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
ア 日時 令和8年8月5日（水）午前10時
イ 場所 鹿児島県立短期大学 大学会館 1階集会室

4 現場説明会

令和8年7月7日（火）午前10時 2号館2階 住生活学演習室

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書（入札書の押印を省略した場合にあっては、入札者（代理入札の場合は代理人）の署名のないもの）又は入札者の押印のない入札書（入札書の押印を省略した場合を除く。）による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

10 質疑と回答

本書類等に関する質疑については、様式例示の中にある「質疑書」によるものとし、回答は書類を配付した者全員に対して行う。

なお、当該回答文書は、本書類等に対して追加又は修正したものとみなす。

- (1) 提出場所
12と同じ。
- (2) 提出期限
令和8年7月17日（金）午後5時
- (3) 質疑方法等
質疑書は、持参、郵便又は電子メールによるものとし、提出期限まで随時受付を実施する。

11 その他

- (1) 現場説明会以外で住生活学演習室の見学を希望する場合は、事前に12の問い合わせ先に希望日等の連絡をすること。

- (2) 契約の内容等に関する事項の公表要領に基づき契約の内容等を公表することになるため、了解の上で、入札に参加すること。

12 入札及び契約に関する問合せ先

鹿児島県立短期大学学生部教務課 担当：福森

住所 〒890-0005 鹿児島市下伊敷1丁目52番1号

電話番号 099-220-1112

ファックス番号 099-803-4473

電子メールアドレス：kentankyo@pref.kagoshima.lg.jp

入札説明書に関する注意事項

※1の(5) 借入期間に関する事項

契約形態は、長期継続契約とし5年間のリース契約である。

※2の(3) 機能等証明書に関する事項

- ① 機能等証明書は「仕様書」記載の方法により作成すること。
- ② 提出した機能等証明書の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- ③ 機能等証明書に不備のあるとき又は説明に応じられないときは、機能等証明書を受理せず、提出者に返却する。
このときは、入札に参加する者に必要な資格を得られないものであること。
- ④ 機能等証明書の提出時期から機器等の納入までの間に、新機種の発売に伴う旧機種の製造中止等の理由により、発注までに提案機種が受注終了となった場合は、本学契約担当者と協議の上、提案機種の仕様と同等以上の機種を納入すること。

※3 入札の方法等に関する事項

- ① 落札者に対する賃借料は、消費税及び地方消費税を含めて月ごとに支払うこととなるので、入札金額に100分の110を乗じた金額が60の倍数となること。
($(\text{入札金額} \times 1.10) \div 60 = \text{毎月の支払額}$ を整数とするため。)
- ② 入札書には必ず、住所、会社名、代表者氏名を記入すること。
代理人による入札を行う場合は委任状を提出し、入札書には住所、会社名、代表者氏名、代理人氏名を記入すること。
なお、入札書及び委任状の押印は省略が可能であるが、省略しようとするときは、入札前に官公署(独立行政法人、特殊法人を含む。)が発行する顔写真付き証明書(運転免許証やマイナンバーカード等)で入札者(代理入札の場合は代理人)の本人確認を行う。

※7及び8 落札者の決定方法及び最低制限価格に関する事項

最低制限価格を定めないので、誤って桁を過少に記載した場合でも、その金額を正当な金額として落札者が決定される。

その者が契約を締結しなかった場合は、2年の間、一般競争入札の参加資格を失うこととなるほか、指名競争入札においても原則として指名されないこととなるので、金額の記載にあたっては、細心の注意を払うこと。

※9 契約書案の提出に関する事項

【紙契約の場合】

- ① 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、賃貸借契約書(案)を適宜補正の上記名押印した契約書2通を作成し、課税事業者届1通と併せて提出すること。
契約書は学内の決裁が終了後、学長印を押印して、1通を落札者に返却する。
- ② 契約書は必ず両面印刷とし、袋とじの場合は表面及び最終面に、ホッチキス等の簡易な綴り方の場合は隣り合う各面に割り印を押印すること。

【電子契約の場合】

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、賃貸借契約書(案)を適宜補正の上、課税事業者届と併せて、メールにより電子データを提出すること。

学内の決裁が終了後、電子契約サービス「クラウドサイン」により電子署名を行う。